

研究資料委員会資料電子化検討小委員会の設置

〔平成29年 7月20日研究資料委員会決定〕

1 設置の趣旨

本センターにおいて電子情報化する資料の選定等について検討するため、国際日本文化研究センター委員会規則第6条の規定に基づき、研究資料委員会に資料電子化検討小委員会(以下、「小委員会」という。)を置く。

2 小委員会の構成等

(1) 構成

- ① 研究資料委員会委員のうち下記②以外の専任教員 若干名
- ② 資料課長、情報システム係長、目録情報係長、資料利用係長
- ③ その他委員長が必要と認め、指名する者 若干名

※前記①の委員は、研究資料委員会委員長が指名する。

(2) 委員長

小委員会の委員長は、小委員会委員の中から研究資料委員会委員長が指名する。

(3) 任期

小委員会委員の任期は、当該年度の末までとする。再任は、妨げない。当該年度内で委員が交代する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員以外の者の出席

小委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 小委員会の役割

- ① 資料電子化計画の原案の作成及び検討について
- ② 資料電子化に係る方法論の検討について

<参考>資料電子化に係る研究資料委員会及び小委員会の相互の関係

研究資料委員会	・資料電子化の方針の審議 ・資料電子化計画の審議
小委員会	・資料電子化計画の原案の作成及び検討 ・資料電子化に係る方法論の検討